

横浜市ウェブサイトは、2019年3月26日に全面的にリニューアルしました。
表示されているページは2019年3月26日時点の旧ウェブサイトのアーカイブであり、情報が古い可能性があります。
最新の情報については、新しい横浜市ウェブサイト (<https://www.city.yokohama.lg.jp/>) のトップページまたはサイトマップからお探してください。

[都市整備局](#) >> [都市デザイン室](#) >> [審議会等](#) >> [横浜市都市美対策審議会](#) >> 第16回都市美対策審議会景観審査部会

横浜市都市美対策審議会

■ 第16回 横浜市都市美対策審議会景観審査部会議事録

議題	1 景観制度の拡充について(審議) 2 その他
日時	平成24年7月31日(火) 10時から12時まで
開催場所	横浜市開港記念会館7号室(中区本町1丁目6番地)
出席者 (敬称略)	委員 卯月盛夫(部会長)、金子修司、高橋晶子、中津秀之 専門委員 国吉直行 書記

	<p>齋藤泉(都市整備局都市づくり部長)、中野創(都市整備局都市デザイン室長)、塚田洋一(都市整備局都市デザイン室担当課長)</p> <p>関係者(関係局)</p> <p>成田禎(港湾局企画調整部長)、千葉健志(港湾局企画調整課事業推進担当課長)</p>
欠席者 (敬称略)	委員:加藤仁美
開催形態	<p>議題1:公開(傍聴者5名) 議題2:非公開</p> <p>※議題2については平成24年8月14日時点で『横浜市の保有する情報の公開に関する条例』第7条2項に基づく非開示情報に該当しなくなったため、議事録はすべて公開とする。</p>
決定事項	<p>議題1:各委員の意見を踏まえ、今後制度見直しの検討を行う</p> <p>議題2:なし(報告)</p>
議事	<p>1 景観制度の拡充について(審議)</p> <p>資料1に基づき、景観制度の拡充について説明を行った。</p> <p>○卯月部会長 16街区の経験と反省を踏まえて、新たな景観制度の拡充をしようということです。補足として、政策検討部会とこちらの景観審査部会との関係を少しご説明いただいたほうがいいかと思えます。</p> <p>○中野書記 先般の政策検討部会でこちらの景観制度の見直しについてもご意見をいただきました。今回の景観制度の見直しにつきましては、16街区の課題に基づいて見直しをしていきたいということですので、景観審査部会の委員の皆様のご意見もお聞きした上で検討の見直しをしていきたいということで、諮らせていただいています。</p>

政策検討部会では景観アドバイザー制度の導入についてご意見もありましたので、政策検討部会でのご意見を踏まえて資料を一部修正した上で、今日お諮りしているという状況です。

○卯月部会長

最終的には、政策検討部会で集約して、都市美審に挙がってくるということでもいいですね。

○中野書記

そういうことです。

○卯月部会長

こちらの意見もちろん反映させていただくという位置づけですので、それを理解した上でご発言をいただければと思います。

○金子委員

この件については、発端が16街区のさまざまな問題であったと認識しておりますけれども、非常にレスポンスが早く、今までの制度の問題点をもう一度検討するということに至ったというのは、大変評価していいなと思っているところです。

ただ、非常に難しいことはたくさん多いですから、何を指すのかというランドデザインみたいなものがなかなか表に出てこないというふうに思われます。例えば、市民の幸福や安全のためにというのは、もっと大きな課題が実は今回の中には含まれていたのではないかと。それが、価値観、価値判断の違いとか、考え方の違いがこういう感覚の違いになってきて、現実問題としては、私は制度の矛盾といいますか、要するに予期しなかったところに立ち至ったのかなという気がしているわけです。

したがって、いろいろな要綱を直していきながら進めていくことでもいいと思いますが、何か市全体のランドデザイン的な、横浜市は何を指すというあたりをしっかりと検討しないといけないのではないかという思いがあります。

もう一つ付け加えますと、一生懸命都市デザイン室で40年やってきた、その究極の問題点、結論が何だったかということと、避けて通れない、東日本大震災の後のパラダイムシフトがあると言われている、次のステップに向かって横浜市はどうするのかというあたりは、大きな問題も内在しているように思えて仕方がありませんので、非常に個人的な意見で恐縮ですが、その辺をご検討していただきたいと思います。

○中野書記

ありがとうございます。政策検討部会が今後40年の都市デザイン活動を契機として、次にどのような都市デザインを進めていくのかということについて、景観制度だけではなく、都市デザインビジョン案のようなものをお示しして意見をいただきながら進めていこうとしているところでございます。景観法、景観に関する条例でできることの範囲ともう少し広い意味でのまちづくりとして、都市デザインをどのように進めていくのかということについては、それも含めて政策検討部会、または全体の都市美対策審議会でご意見をいただきながら、ぜひ案をまとめていきたいと思っていますので、積極的なアドバイスをお願いできればと思います。

○国吉専門委員

金子委員の話と重なるのですが、みなとみらい中央地区は土地利用方針に基づき、いろいろなゾーンにおいてこういうことを誘導していくという大きな方針があって、それが一つのフィルターになっている。それをクリアした上で、空間的な景観デザイン的なこともチェックされます。主に土地利用のところでかなり誘導の縛りがあるわけです。

新港地区は港湾区域という特殊な事情があって、基本的には港湾業務を推進する地区に位置付けられていて、そういう中で土地利用の転換を図っていくという微妙なニュアンスの土地になっているわけです。

横浜市としても、自分の土地をほとんど持っていないくて、大半が国の土地です。かなり国の土地が多いということで、国の港湾業務を行っているところがその土地に対して権限を持っているというところ。土地利用も余り強い方針を出して、そことの摩擦を余り大きくしないようにしながら、じわじわと都市を変えていくという、そういう選択をしているように思われるのです。

そういう中で、余り明確な土地利用は最初から出せていなかった。しかも時代によって、それが少しずつ変わっていくというもやむを得ないという雰囲気が出地になっていて、今回のものに対しての土地利用に関する議論はほとんどなしのまま、こういった経済状況の中で非常に活発な建設が行われるのはすばらしいことではないかというようなニュアンスでの動きが出てきたと思われま。

そういう中でも金子さんがおっしゃるような土地利用の段階で議論するようなことも、ぜひ新港地区でも何らかの形で、土地利用の方針は出していないにしても、議論をする場があって、そことガイドライン運用の部署が連携するような関係をとるべきです。

一方で、景観法には土地利用についての内容は含まれておらず、それが一番厳しいところなので、土地利用をマ

ネジメントする部署がちゃんと新港地区にもあって、そことうまくリンクする。早目にリンクするような関係がぜひ必要かなと思います。

○卯月部会長

結局、新港地区は特殊な地区であるという認識が私も少し甘かったかもしれないと思いました。特に、大規模な開発、あるいは、景観上極めて重要な地区であるということに対して、行政がなかなか開発との関係で先手を打ちにくかったということがあったと思います。

そこで、国吉さんが今言われたように、もう時代というか、国際的にそうだと思うのですが、あらかじめ土地利用の方針を打ち出して、それに沿って誘導するというのがいいとか悪いではなく、もうそういうことが予測できない時代に入ってきていると思うので、できる限り事前協議や事前調整にきちんとした体制、取り組み、時間を費やす。事業者の言い分も当然重要ですから、きちんと聞いた上できちんと調整し合うということのほうにむしろ重点を私は置くべきだと思っています。もちろん、地区によって違うと思いますが、この地区は、開発の意欲がある意味では非常に高いし、事業者にそういうことをやってほしいと市が望んでいるのであれば、あるからこそそういう体制をほかの地区以上に整えてほしいというような印象を、今のお二人の話を聞いて持ちました。

そういう意味で、今回も申出後60日という数字が結構一人歩きしていて、その多寡だけに特化されたのは、少し残念な印象があります。あくまで中身の問題ですので。

○高橋委員

感想ということになってしまいますけれども、パブリック性について、実はいろいろな見方があり、そしてその見方によっては優先順位が変わったり、コンフリクト(衝突、対立)が起きたりするということが、今回の事例で非常に具体的になったと思います。

多くの方が、それがあっていいことが起きるといことが広い意味でのパブリック性で、だれでも入れるとか、あとは公共が主体となってある空間をつくるとか、いろいろな定義があるわけですがけれども、やはりその場、その場で何を優先するのかというのは、結局一発で決められたらこんなことにはならないと。時間がかかるといふうにさっきの卯月先生のご意見、また、前回の部会でのお話というのは、それに尽きるような気がします。

結局そこで時間を使って、あるプロセスをすったもんだを含めて実感していかないといけないのではないかと。その後できる限りのことをして計画が実施された後、その地区の価値というか、評価が結果どうなるかというのを見守るしかないのではないかと。

事業者としても、自分がそこに作ったことでいいことが起きてほしいはずだし、ただ収益を上げるだけではなくて、

自分が参画したことでさらにそのイメージが上がって行って、さらに事業として盛り上がるとか、やはりそういうふうになって行ってほしい地区であるから、そういう機運やムードを少しでも多くの人に広げていくということが今はとても大事なのかなと思います。

○中津委員

今の高橋委員のお話を受けていくと、やはり、私は景観の主体はだれかということをもう少し議論することは重要ですが、少なくとも全員で認識するということがすごく重要なかなと思っています。

今回の16街区の場合は、かなり事業者主体ということだと思うのですが、場所によってはそれぞれ主体が変わります。事業者かもしれないし、住民かもしれないし、観光客かもしれない。その中でやはり景観という言葉をもう少し横浜市が率先して明確に、今の時代にあった景観という言葉の意味を再定義したほうがいいかなという気がしています。

資料の中でも、特に横浜の場合は歴史建造物などがあって、それをどういうふうに関にバトンタッチしていくかが主眼に置かれていることが非常に重要な特徴です。視点場とかビジュアルの部分に重点が置かれれば置かれるほど、事業者サイドに寄っているように私は個人的に見えてしまいます。もっと景観という言葉の中に、人の活動とか、そういういつ見ても同じように見えるものではない、いろいろな動きみたいなものをもっと入れていけば、主体の多様性というか、もっともって今まで景観としてやってこなかったことというのが必要になってくるかなという気がしています。そういった、景観という言葉の定義を押さえることから、もう一度やったほうがいいかなということです。

それともう一つ重要なのは、今までやってきたことを常に評価するというシステム。これは例えばガイドラインの見直しを制度化する。それもショートタームとか、ロングタームとか、20年間を振り返ることと、5年間を振り返ること、それぞれ主眼の置き方が変わると思いますし、大きな経済の流れの中とか、いろいろな人の生業の変化というものもくみ取っていくような制度と人員構成、いわゆるハード系の人たちが集まってやっているわけですが、何かもっとそれでないことで対応しなければいけないこと、やはり今回の16街区というのは、マーケティングというものが都市景観に及ぼした影響として非常に大きいわけですが、それに対して、景観サイド、いわゆるハードと呼ばれているようなサイドから言うことと、マーケティングの人たちとの共通言語が見出しにくくなっているという現状を、どうこれからのガイドラインづくりの中に制度化していくかということ。それを縛れば縛るほど、ある意味、人間の判断力が少なくて済むようになれば、考えなくてもいいようなことが起きてきます。何か、それをもっと議論の中で有機的に、時代の変化に合わせて議論できるようなことこそ、ガイドライン化していくべきではないのかなという気がしています。

○中野書記

事前に本日ご欠席の加藤委員に資料をご説明しておりまして、ご意見をまとめていただきましたので、紹介させていただきたいと思います。

「制度の拡充について、基本的にはこういう方向で賛成です。ガイドラインを詳細化することよりも、専門家が直接、事業者と事業計画のデザイン調整を行うほうが効果的ではないか。景観アドバイザー制度については、都市美対策審議会に部会を設けるか、審議会委員の中から担当専門家を決めるなど、横浜市の景観施策に精通した人と進めていくべきである。公募によって、たくさんアドバイザーを人選するという方法は余り好ましくないと考えている。」というコメントをいただきました。

○卯月部会長

ありがとうございます。今の中津さんの話を聞いていて、評価というとても大事なキーワードがあったと思うのだけれども、私も後で申し上げようかなと思っていました。この16街区のことは、やはり行政もそうだし、審議会もそうだし、今日たくさんいらっしゃっている市民の方々にとっても大きな課題を与えたわけです。ですから、私は、16街区について行政が2年近くどういう協議をしてきたのかという部分で、もちろん、出せる部分と出せない部分とがあるのは承知した上で、行政の内部の評価、それから、この審議会としての評価、さらに審議会外部と言っているのかどうかかわからないけれども、もう一つ、市民側にはすべての情報が出ていたわけではないので、評価は難しいのかもしれないけれども、何かやはりその三者のレポートというか、文章を残しておいたほうが良いような気がするのです。

それぞれの立場の課題を踏まえて新しい仕組みをつくっていくというふうにはしないといけない。この中に市民参画をすべきだと書いてあるけれども、こういうことは今までちょっとそれが少なかったという反省だから、むしろ、市民側からの問題提起も、今いろいろなシンポジウムなどを行っているということを私も聞いていますので、それもきちんと受けとめることが次によりシステムをつくるときに重要だと、今の評価という言葉で思いました。その中に行政としての景観の立場と、民間としてのマーケティングみたいな話も、もし入れ込めたら、それはそれで重要だと思うのです。

あともう少し細かい中身でも結構です。それとも、全体的な話でももちろん結構です。

○金子委員

こういう場で発言していいかどうか少し疑問ではありますが、これはどうしても言っておきたいのですが、今まではこういう制度というのは性善説に基づいていたと。今回、初めて性悪説といってもいいくらいの、マーケティングという面から見れば、コストをかけずに早く資本を回収するということでよしとする考え方があるわけで、それを都

市美がどうこう言う立場ではないと思いますが、そういう社会的な認知みたいなものを高めていくという役割もおこがましいかもしれませんが、こういう景観の委員会の中にはあって、そこをきちんとしておきませんと、多分評価というお話にもありましたけれども、早く儲けてしまいたいとかということに対する対抗策になりません。やはり、文化のレベルを上げる、市民にとっていい景観というようなことをつくるためには、何かそういうことも一言うまく入れ込むような見直しが見たいなという感じがいたします。

○卯月部会長

難しいです。

○金子委員

難しいですけども。

○卯月部会長

そうですね。

○国吉専門委員

余り細かくやればやるほど難しくなって、創造性が消されているとか、その辺が一番難しいところです。実は10年ぐらい前ですか、山下公園の前の地区はまだ景観ガイドラインができる前に、地域の自主協定みたいなものと、まちづくり協定みたいなものと、それに近い市の要綱に基づく協議地区でやってきて、住宅は一切だめだということでやっていました。それでも確認申請を強引に出してくる事業者があった。それで、それまでの横浜市の要綱による抑えというのは、行政手続法ではだめだということで、一定の協議が終わったらストップしなさいということになってしまって、不調で終わってしまったということがありました。それで確認申請が出た後に、地元の方々が横浜市は何をやっているのだと、我々との信頼関係を失ったのではないかと立ち上がったために、我々も急きょ地区計画をつくって、地区計画に沿って変更してくださいというふうにいけました。

そういう事例もあるのですが、やはり基本的には、そこまでいくとは考えていなかったところがあって、それでも創造的ないいものができていたのです。ただ、やはり、ある程度のところは、地区計画などで歯止めをかけざるを得ないとなっていったという経緯はあります。でも、決めた地区計画の内容が永久にそれでいいのか、それが本当に創造的な決め方だったかというのは、また後で、急きょつくったようなところもあったりして、その辺に性悪説に基づいてつくっていくと、それがまた逆に創造的な行為を誘導していく際のハードルになってしまうというような、その辺が

難しいところですね。

でも、その都度できるだけ地域の人や市民の方々の力が反映されるようにやっているのが、ある意味では一つの軌道修正する役割を担っているのかなと思っています。

○卯月部会長

別に日本だからこういうことが起きているわけではなくて、世界中どこでも起きていることは事実なので、それぞれの都市、それぞれの地区の中で今、国吉さんが言われたように、みんなが学習しながら、少しでもよい方向へというまさにムーブメントをつくっていると私は理解しています。絶対これがいいということなしに、常に動きながら、歩きながら考えるという方向で横浜もやってきたわけですし、これからもやっていってほしいと私は思っています。

今の国吉さんのお話も聞いていて、やはり今まで国吉さんもおっしゃっていたし、我々もみんな思っているのは、創造的な協議という言葉がとてもキーワードだったのです。何をもちょう創造的かと言われると、これも当然難しいのだけれども、やはり片方が「Win」になるだけではなく、できる限り「Win-Win」になるようにという、当たり前のことですが、それでもそれをもちょう創造的協議と呼ぶのだと。だから、先ほど高橋委員が言われた時間も必要だし、ある程度キーになる言葉、キーワードも必要だと、私は理解しています。そういうことがこういうものに入ってくるいいと思いました。

具体的に一つ聞いてもいいですか。早期誘導と口で言うのは簡単だけれども、行政としてこれ以上やれないという法的な制限もあるように聞いていますが、早期誘導策というのは可能なのですか。

○塚田書記

具体的には、市の関係する土地を売却する際には、中央地区などは事前に計画条件にいろいろな内容を見込んで、条件づけして、公募をしているわけですが、貸付の際にも同様な方法だとか、または、今回の市の関連するどちらかという民間主体のものであっても、市として関与できるところについては、そういった条件づけを早期に明確にしながら、対応する方法をもう少し考えてできるのではないかと思います。また、公募したものについては、中央地区では審査委員という形で提案のものについていろいろな視点で審査して、事業者を決めて契約を結んでいくというやり方をしています。そういったことやいろいろ経験してきたものも含めて、具体的な形でかかわることができるようなことが、もう少し検討して進められるのではないかとこのところなどを考えています。

○卯月部会長

今おっしゃったのは、借地という場合については特にということだと思いますが、一般の民間開発を今以上に早期に誘導するというのは、結構難しいですね。

○塚田書記

その辺は、地区のマネジメントということで、やはり先ほど言いました中央地区などは、地権者全員による協定をもっているわけです。ほかの地区も同様に協定をもっているところが多いのですけれども、その中には、やはり土地利用の話だとか、いろいろな街をどうするかと、考え方を表現していくわけですが、それぞれの実態の用途、または街の姿というのが、皆さん方から意見を出しながら決めているところがございます。そこで市が連携しながら進めているまちづくり協議といったやり方がございますけれども、もう少しやはり街の情報というのか、地域でやはり地権者間で持っている情報というのは、かなり早い時期でお互いに持っている部分がありますので、そういったところのもう少し連携できるような形で進められることもいいのではないかと、まだまだイメージが固まってはいないので、いろいろなご意見を聞きながら、また、これまでの実績も踏まえながら詰めていきたいというところがございます。

○国吉専門委員

私は地域の意見と早期誘導に関する検討の2、3番目については、やはり先ほど金子委員がおっしゃったように、地区によって視点も相当違ってくると思います。中津さんの活動の問題なども含めて、新港地区がどういう役割を果たしていくのかというのをもう一回問い直さないとまずいのかなと思っています。我々はスタートのころは赤レンガ倉庫を象徴としてつくっていかうとしたけれども、土地利用はどうか。見通しなしにやっていたような感じがします。

そういうことの中で、インナーハーバー全体を含むかもしれませんけれども、横浜港の内側に置かれている新港地区の役割というものをもう少し積極的に打ち出していくような議論をする。これがあつた上で、この地域のマネジメントをする組織みたいなものができ上がってきます。つまり、今のみなとみらい中央地区をつかさどっている、一般社団法人横浜みなとみらい21(以下、YMM)に全部委ねればよいということではないのではないかと思います。

それを現在の地権者だけでなく、都心部のグランドデザインみたいな議論とリンクした交渉を持つべきです。そこがはっきりしていれば、早期の誘導策というのはできると思います。ここがないと、いろいろ言っても、どちらの方向を向いているのかがはっきりしないと全部できなくなってしまう。コンセプトをきちんと整理していくというのが、結局は重要だったのかなという感じがします。その辺も少し考えていきたい。

○卯月部会長

今の国吉さんがおっしゃったことにまた、つけ加えるのですけれども、この右の下から2つ目の「関係者と協議・調整します」という、この方法ですけれども、都市美審や景観審査部会の立場から言えば、やはり都市美審、景観審査部会の権限の問題や、何回ぐらいここで議論ができるのかといったことを考えると、こちらの立場で申し上げると、やはり、今回の16街区については少し期間が短く、権限も弱かったかと思います。

ヨーロッパでもそうだけれども、重要な案件や市民の関心度が高いものについては、時間をかけましょうとか、公聴会をやりましょうとか、都市美審が公聴会をやって、YMMの話を知ったり、そこに出ているほかの企業の話を知ったり、逆にほかの専門家の意見を聞いたりすることがあったって、私はいいと思うのです。それだけ関心が高いということは、事業者にとって必ずしもデメリットだけではなくて、それだけ関心と呼ぶ開発だということによって、事業性が上がるかもしれないわけです。事業者に不利益を与えるためにやっているわけではない。それだけ重要だから、きちんと議論をしようという立場だから、柔軟に都市美審と行政のいい関係づくりとか、地区のいい関係づくりをしたいと思います。

また、YMMIは完全な民間の団体でもないし、行政の支援も入っているということだから、行政と違う方向をなかなか出しにくいという微妙なところもあるのだと思うけれども、でも、あれだけきちんと独立して、ほかの埋立地のいろいろな開発に比べたら素晴らしいことをやっていると思うので、あそこはあそこの立場として何か発言してほしいし、都市美審の中に呼んでご意見もお伺いしてもよかったと思いますけれども、やはり期間が限られていましたからそういうことも出来なかったということです。この関係者との協議・調整というのは、今の国吉さんのお話も含めてですが、重要だったなと思います。

○高橋委員

案件の重要度についての評価というのは、アドバイザーがつくか、つかないかとか、そういったことも関係しながら、運用に深く影響を与えるかと思うのですが、その辺はどのぐらい現在の視点で予測されておられますか。

○塚田書記

景観アドバイザー制度の対象の重要性という視点でしょうか。

○高橋委員

いえ、そうではありません。重要度の評価をするか、しないかみたいな話です。それがいいのか、ないのかで、もし重要度が高くなったら例えば早期にアドバイザーをつけて、どんどん対応しなければいけないとか、問題が大きく

なりそうなどころには、うまくパフォーマンスよくアドバイザー制度なり、何か薬になるようなものを早目に投入し、そして、いいプロセスをできるだけ踏んでいくような、そういったあり方としての重要度のつけ方というのは、これは順調に行く可能性があるとか、これは危ないとか、これはやはりこんな場所だからとか、何かそういった評価の仕方がきつとあるような気が私はするのです。どうでしょうか。

○中野書記

明文化するのはなかなか難しいと思いますけれども、例えば、都市デザイン室は歴史を生かしたまちづくりも所管していますので、歴史的建造物を含めて何か事業が興ろうとするときには、景観協議に入る事前相談ぐらいの段階で歴史的な評価の検証ですとか、そういう説明も積極的にさせていただいた上で、例えば馬車道の当時の日本火災ビル(現: 日本興亜馬車道ビル)の時のような場合は、先に地元と検討委員会をつくって、専門家や地域の関係者と事前の話し合いを踏まえた上で制度的な手続に入っていくというようなことをしてきている実績もあります。いろいろな意味でまちづくり上重要だと思うものについては、制度を越えた範囲も含めて、かなり早い時期から今後の動向や影響を考えながら動いていくという方向で取り組んでいきたいと思います。

○卯月部会長

高橋委員が言われたのですけれども、案件によって随分違うから、メリハリのついた対応をしてほしい。本当に重要なものは時間をかけてほしいという、当然のことなのですけれども、それが一番行政にとってやりにくいことなのかもしれません。

ただ、私も国吉さんもかつて言っていた、コンペとかプロポーザルとか公募とか、民間の敷地であってもこういうことをもっと多様にやろうというのは、やはり行政の方針で、この地区は、あるいはこの規模は「やるぞ」と、いい事例をつくっていくことによって、次に来る事業者もだんだんそういうふうになってくるので、もう今から「やるぞ」と戦略的に宣言するところがあつたっていいのではないのでしょうか。新港地区などはどうですか。国吉さん、ありますよね。

○国吉専門委員

関内地区もガイドラインが出来ていますけれども、ご承知のように、市庁舎もどうしようかなど、この地区をどうするかというのがあるわけです。それはまたこの地区全体がどういう方向に行くかという時に、新しい土地利用を誘導するような仕掛けをコンペなどで提案して、それを行政が確認するとか、それなども含めて何かやはり提案型のものをも少し生かしていくというのは、広い意味の景観という意味で非常に重要なことだと思います。

○卯月部会長

きょうのタイトルが制度の拡充だから、制度は制度でやむを得ないのだけれども、高橋委員が言われた、制度をつくっても心が入らないというのは困るという、運用ですね。使い古されているかもしれないけれども、どう運用するかという市役所の姿勢が一番問われているわけなので、その辺も文章には書きにくいけれども、我々としては大変気になるという、そんなご発言だったと思います。

このテーマについては、今日1回ということではなしに、政策検討部会のほうでも議論しながらこちらでやりとりをきっとするのだと思うし、一緒にやるというのがあっていいかもしれません。先ほど少し言ったように、あるときは市民の意見を聞くということも含めて、一応今年度中ですか。出すのは平成24年度末ですから、できるところはすぐ、やるということですね。

ということで、1番目の議題はよろしいですか。

○中野書記

すべてどれも大切な意見ですので、どの意見も受けとめた上で、制度の見直しに入っていきたいと思います。すべての意見を議事録でも公開することになりますので、それを全部まとめるということも失礼ですので、意見を聞きましたということで、まとめさせていただきます。

○卯月部会長

議事録を整理したもののほうが重要ですね。次のステップとして、それを政策検討部会のほうに差上げたほうがいい。それはご相談ください。

○中野書記

では、また部会長に報告、相談させていただきます。

○卯月部会長

それでは、1番目の議題をこれで終了したいと思います。

(2)その他

○卯月部会長

その他何かございますか。

○中野書記

横浜市より1件報告をさせていただきたいと思います。これにつきましては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例の第31条ただし書の規定」に基づいて、非公開での報告ということをお願いしたいと思います。

「ただし書」の内容について具体的に言いますと、審議・検討・協議に関する情報であって、公にすることによって特定なものに不当な利益を与えたり、もしくは不利益を及ぼしたりする恐れがあるものという規定がございますので、それに沿ってこのような報告をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○卯月部会長

了解したいと思います。それでは、これ以降の議事は非公開とします。

(休憩)

それではその他の案件として、みなとみらい21新港地区16街区での調整経過あるいは結果についてご報告をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

資料2に基づき、みなとみらい21新港地区16街区での調整経過について説明を行った。

○国吉専門委員

この度、7月に入ってから協議に協力するという形で調整に参加しました。

実は私は3月いっぱい、この都市美審の審議が終わって、そのまま景観協議終了ということだったものですから、事業としてはそのまま進行し、もう港湾局も土地も貸してしまったのだろうとずっと思っていたのですけれども、そうではなくてずっと継続して調整しているということをつい最近、6月末ぐらいに知りました。

ただ、事業者との間でどういうふうに進めていけばいいかということに関して、少し突破口が開けないということでどうしたらいいだろうかということで、知恵を貸してくださいということだったのです。このままずっと色などを工夫したりとかそういうことではもう限度があると。そういうことの中で、これまで、港湾局、あるいは都市デザイン室の担当の方々が事業者ともやっている中で、もう少し様式的なものを減らしてほしいとか、そういうことを言ったのだけれど

も、受けてくれなかったみたいなのも漏れ聞いているというようなことは念頭にあったわけです。余り様式的なものに、ヨーロッパのものを持ってきたりしてというのは、できるだけ避けてほしいというようなことは言っていたけれども、全然聞いてもらえなかったみたいなのもずっと聞いております。

ただ、ずっと景観誘導をやっていく中で、土地を貸す立場もあり、非常にややこしい状況の中で、お互いの関係がこう着してしまっているというところもありました。そこで外にいる立場から少しフランクに申し入れるのも重要なことだと思ひまして、「ちょっと入ってみるか」と。それで、その際、やはり「かなり譲歩してもらわなければ突破口は開けないですよ。こういうことはどうでしょうか」ということで、今まで繰り返し調整部署が事業者側に投げかけていて、言うことを聞いてくれなかった内容や、ここで議論されたことなども踏まえて、最も象徴的な中心部の教会風の塔の部分に向こうの命になるところで、そこを大胆に変えてくれることができるかどうか、この辺が勝負ではないかということ、で、「やる気はありますか」ということで、港湾局さんに投げかけてはどうですかとぶつけてもらったのです。

ただ、当初の案は、表面に昔の看板建築みたいにペタッと何かを張るようなものもありました。これはやはり本質的な変更にならないので、全体として変えてもらうというような、手前のところに少しガラスをつける程度ではだめではないかということ、その建物全体をニュートラルにしていくという工夫をやるか、やらないかということが大事ではないかということ、再度提案を求めてはどうかということにして、港湾局さんを通じてお願いをしました。

そういう中で、それで終わりではなくて、それと同時に、そのトーンでほかの建物もできるだけニュートラルにしてほしいということ、装飾的なものはできるだけ削いでほしいという、それができるかどうかということ、を申し上げて、それについては、もう少し、私の話も聞きたいということでしたので、やむを得ず理解を深めるために、「私が行って、少し変わるのであれば行きましょう」ということで、そういった場に出席して相手の事業者、設計者のチームと話すということにしたのです。そういうものに2回ほど、私も立ち会って、現在の案になっているということです。

先程の港湾局からの説明にありましたように、一番重要な真ん中のところについて、ヨーロッパのものをぽって持って来たというような感じのものは避けるということで、それはいろいろな案があるでしょう。コンペなどをやってもいいのではないですかということも含めてご提案したりしました。

例えば、ドイツの国会議事堂などは、こういう工夫をしていますよねとか、それから、フランスの美術館では、こういったガラスの開き戸がありますよねとか、そういう話なども含めてありました。そういう中で、現在の案に至っているということです。

また、そのほかにも、周りのビルも少し装飾的なものを削いでいくということをやっていただきました。もともと、本当はコンセプトのところからというのがあるのですけれども、そこをぶつけるということは、一応一つ案としてあるの

だけれども、6月末から7月の初めという時期は、かなりデッドラインに来ているなど私は思いました。だから、相手の事業者もかなりまだ強気の姿勢は崩していません。でも、多少振り向こうとしてみるという、その辺は港湾局と緊張関係の中にあるということで、決別してそのまま突っ走るところに行かせるのは、よくないかなということで、それを引きとめるぎりぎりのところで、私なりの勘みたいなのところがあって、この辺で受けてくれないかということも思いを込めながら、提案してもらったということでもあります。

ですから、この案自体について、景観審査部会、都市美対策審議会で議論があって、指摘もあって、そういう考えもあるのかということは伝わったわけですが、そういうことも踏まえた中で、それが完璧に100%満足しているかどうかというのは、それはまた別の議論があると思いますけれども、そういった意見も踏まえて、前の案よりはそちらにより近づけるということを最大限にできる範囲のところまで努力していただくということに、港湾局と、あるいは、都市美、デザイン室も一緒に入って調整するのに、少しお手伝いするということをやったということでございます。

なおあわせて、そのほかに、そういうことで、南仏風の様式を大きくいってくださいというようなことまでやると、これはもう難色を示すだろうということで、プランについては、基本的に尊重しながら、皆さんから異論はあると思いますけれども、少なくとも外観だけでもよりガイドラインのコンセプトに近づけることをやっていただきたいということで、対応をお願いしました。

そうは言っても結婚式場ということで、楽しそうですけども、これは関係者しか入れない場所ではないですかと。それは余りふさわしくないのではないかとということで、角に階段があったり、お立ち台みたいなものがあったりするわけですけども、こういうところをたまには公開するような工夫などはしてもらえませんかとか、そういうことなども今後ご検討いただきたいという注文なども少しつけたりしております。それはあわせて検討はしますというようなことも話はあったように思います。その結果はどうなるかわかりませんが、そんなことでやってきました。

それから、実は新港地区をやったときに、全体は赤レンガ倉庫と歩調が合うようにレンガ色をベースにするとしつつも、中央地区に近いところは例えば万葉倶楽部の時のように、完全なレンガだけではなくて、中央地区とのバランスをとって白い色も場合によっては入れていくという対応をした経緯があります。

そういうことで、一部白っぽいものが入ってくるというのもよしとするということにしたわけです。それから、レンガ色については、もともときつい、赤レンガ色に近いようなものだったのですけれども、もう少しやわらかい、ナビオスで用いられているような色をベースにしていくというような方向に変わっております。細かくは説明されなかったと思いますが、一つ一つを見ると、えらく細かいところまで、最初などからすると、もう部分的にはかなり微妙に変えた案になっていると思います。

○卯月部会長

ありがとうございました。

各委員からご意見をお伺いする前に、資料2の1枚目の一番下に景観協議は調ったと判断していますという文章があるのですけれども、上の経緯には景観協議は調わなかったと書いてありますね。そうすると、一度4月に向こうから終了申出書が出て、調わなかったという判断が変わるのですか。

○千葉課長

変えていきたいと思っています。

○卯月部会長

ということは事業者から協議終了申出が出て、それを受けとめて調わなかったと言ったのに、次は、市から調ったというのですか。

○千葉課長

いえ、条例の変更手続等の進め方に則った手続をすべきだろうとは思っています。

○卯月部会長

ということは、改めて事業者から申出が出てくるのですか。

○中野書記

景観条例上は、一度協議が終わった後に変更がある場合は、変更協議という手続が定められています。それは、うまく行っている場合でも、やはり止めたくなったと言ったら、止めてはだめだということもありますから、景観に関する部分で変更がある場合は、そういう手続が条例上定められています。この景観条例の特徴は、協議結果通知書で市と事業者が合意したことのみが、その後、竣工まで必ず守ってくださいという内容になりますから、例えば、今回変更した中央のチャペルのガラス部分を景観条例上担保する必要があるという意味では、変更協議をして、合意事項に入れて、その通り作ってくださいという形にするのが、条例上は適切だと考えます。

今は協議終了後の空白期間ですから、協議は不調で終わっている状況ですけれども、今日のご意見を聞きながら、協議の変更の手続について、都市デザイン室としては、適切にするべきかと思っています。その結果については、後日、また、都市美審に報告をしていくべきなのだと思います。

○卯月部会長

わかりました。では、事業者からまたデザインが変わりましたという申出が出てきて、その内容がガイドラインに合致するから、景観協議は調ったという回答をするということがここに書かれていると。

○千葉課長

はい、そうです。

○中野書記

補足させていただきますと、デザイン室としては、合意事項を担保するために協議が調ったとするところもあるのですが、協議結果通知書の合意事項欄の横に市の考え方を載せる欄があるのですね。それについては、もともと、1月の景観審査部会からの意見を踏まえて協議方針を伝えています。そのときに、根本的に配置を見直すことという意見は、事業者に市が公式に伝えた内容として残っていますので、言ってみれば、景観協議が調いながらも、そういった都市美対策審議会の意見については、十分反映していただけなかった部分もあるということについては、変更協議結果通知書に明記した上で戻すことになると思います。

○卯月部会長

では、ちゃんと文書としてそういうものが向こうに行くわけですね。

○中野書記

言ってみれば、もともとの景観協議を開始したときのご意見に対しては、かなりよくなった、協議が調ったと言いながらも、まだまだもっとこうしてほしかった部分も都市美対策審議会としてはあるという形にしておくべきかと思いません。

○卯月部会長

わかりました。では、内容のほうに。

○金子委員

すみません。今回の件について改めて都市美にかかることはもうないということですね。

○中野書記

制度上はありません。

○金子委員

ないですね。一旦不調のままで終わった。それは厳然たる事実としてあって、ただ、その後の努力によって景観協議は調ったと市は判断しますという言い方ですね。

先程中野室長のお話にあったように、都市美審から出た色々な意見を100%満足しているものではないというような発言もするということになる。

○中野書記

そういう方向で、デザイン室としては、最終的に変更協議結果通知書を先方に戻したいと考えております。

○卯月部会長

それでは、内容についても、ぜひご意見をお伺いしたいと思いますのですが、いかがですか。

○中津委員

先ほど国吉委員から角地の階段の部分などお話も少しありましたけれども、開放感というのは、建物の中にいる人からの話ですか。だれに対する開放感なのですか。

○国吉専門委員

一般市民です。

○中津委員

一般市民に対する開放感と。

○国吉専門委員

結婚式の利用者だけではなくて、もう少し場合によっては、こういういい場所だから、角地のところのお立ち台とかそういうところにもう少し毎日とは言わなくても、この場所から関内側を見られるような、その場所を体験できるような、そういう設えなどをどうするかという。単に装飾的に作っているようだったので、それはもったいないのではないかという提案をしました。

○中津委員

東側から入ってくる導入部分の緑地のつくり方は、遠くからどんどん近づくにつれて、この辺が、奥が見えなくなってくるのです。そうすると、ここの角に来た瞬間に、緑地側へ行くか、遊園地側へ行くかという選択をしたときに、必

ず遊園地側に行くのです。こういう緑地のつくり方は間違いなくこちら側に遊園地が見えたりするので、こちら側へ曲がっていくと思うのです。こういうところのつくり方というのは、こちらへ誘導するためには非常に重要なポイントで、遠くから見えても、近づくにつれてどんどん見えなくなっていく。だから、多分、この位置というのは、非常に入ってくる人にとってはこのままでは閉鎖的に見えます。だから、緑地の中ばかりいろいろなことをやって、開放感というのは、多分建物の中にいる人から外を見るという意味では開放的になっている可能性はありますけれども、何かこういうところのつくりというのをもっとご指導されたほうがいいのではないのかなという気がします。

それにあわせて、こちら側の抜けというものもどう考えるか。当然、ここは視点場として、どういうふうにも今、この中で分析されているかという、余りされていないですね。こちら側から見ることは結構言われているから、今、こういう問題になっているのですけれども、やはり今、視点場として見られる側としてしか、分析対象になっていないというところが、せっかく、ここは暫定施設からこういうオープンスペースになっているのに、指導、ガイドの仕方としては少し物足りないという気がしています。

開放感という言葉は非常に魅力的で使いやすい言葉ですけれども、具体的に、開放感とは何かということはもう少し専門的に考えれば、この場所だけではなくて、導入の場所というところからもう少し考えるべきだということです。

それと具体的には、滞留スペースです。いすを置けば滞留できるというのではなくて、やはり自分で見つけ出して滞留したいと思うような場所のつくり方というのは、もう少し工夫すれば、いすを置くというような命令形的な滞留スペースではなくてできるのではないのかなという気はします。

○国吉専門委員

外周道路は当初からやはり一般の市民が使えるようにつくるという条件になっていて、そこに出ている店というのは、一般の人でも使うのです。だから、それは当然、向こうとしても営業戦略としても導入を図ります。だから、その辺の入り口部分のところももう少し工夫したほうがいいという提案は、まだこれから相手とやれる可能性はあるかどうか、港湾局なども、デザイン室などと検討してもらいます。基本的にその外周道路そのものは、もう最初から対外的なものです。

○卯月部会長

24時間、365日ですか。

○千葉課長
そうです。

○中津委員

それはそうでしょう。それで、重要なことは、物理的に面積が取れていることが開放されていると余り考えないほうがいいかなという気がしています。やはり、そこが狭くても、人がよく使われる場所というのは、やはりそういう特徴があって、やはりその場所に行きたくなるようなことというのは、ただ広ければいいということとは少し違うかなと思うのです。せっかくこういう施設ができるのであれば、それがどういうふうにご利用できるかということで、説明にあったカフェテラスみたいなものがあるのかもしれないですけども、やはり、夜間の部分も安全に、ここを歩いて、立ちどまって、ここからみなとみらいの夜景を見るのがいいかどうかはよくわからないですけども、向こう側を水を越えて見るような、滞留スペースになっていること。それに対するセキュリティというものが、結婚式場の警備員に任せる必要は全然ないのですけども、何か照明的なもので安全対策が施されているとか、そういうものも含めて、回遊ということをもう少し体現的にとらえる必要があるかなという気がしています。

この平面図からでは、わかることと、わからないことがあるわけですけども、その辺をちゃんとそういう見方も言っていた方がいいのかなと思います。

○金子委員

結婚式場のエリアと、外周道路との境界というのは、何もないのでですか。

○成田部長

ないです。もともとフェンスがあったのですけども、フェンスを計画から取り除いたため、ほとんど緑地と一体的になっています。ですから、セキュリティはどちらかということ、建物側で行うということですから、事業者の警備としては大変になります。

○卯月部会長

では、今の中津先生のご提案は、今後、若干やり得るのではないかというようなことで。

○成田部長

そこはアニヴェルセル側がやる仕事なのか、横浜市側の公有地でそういうことを先生が言われたことがやれるのか。

○中津委員

湾岸の護岸の部分は全部港湾局の土地ですね。

○成田部長

護岸から約10メートル分は導入部分も含めて公有地です。

○中津委員

それはわかります。ただ、入り口のところというのは、すごく閉鎖的でそこは広場になっていますね。例えば、この護岸の部分を少し雁木ではないですけども、段々になって下りられる様になっていくとか、将来的にそういうことは。

○成田部長

将来的には不可能ではないと思っています。

○中津委員

結構、この内水面はいろいろカヤックの人たちなどが使われているわけですけども、水面までの距離が結構ありますよね。その辺はもう少し、内水域の中の内水域ですから、もう少し水面に手が届くような、何かそういう護岸に変わっていけばおもしろいなと思うし、結婚式場としてもかなりいいことになるような気はするのですけれども。

○成田部長

そこは安全面というか、管理上の問題ですね。設置責任、管理責任を含めて、何らかの調整が必要になると思います。

○中津委員

こちら側の汽車道のほうは、結構近くまで下りていけるようになっているのではないですか。

○成田部長

ですけども、触れる程度ではな(ゆ)です。少し下りていくというのですか、もう少し近づけるといふ。

○高橋委員

水深はどのぐらいあるのでしょうか。

○成田部長

3メートルぐらいです。

○卯月部会長

建物のほうはどうですか。

○高橋委員

まず国吉委員の多大なご尽力にただ頭が下がるばかりです。特に、やはり今までの当事者ではない立場でしか言えない、突き方をされたなというのは、非常にわかりました。具体的には、天守閣みたいなところに攻めていったというか、そういうポイントを突かれたということについては、非常に理解できましたし、その結果として詳細部のコントロールが出てくるのかなと期待をします。そこだけガラスというと一般の方が変だと思うだろうから、事業者として少しその辺を直そうかみたいに動かれるのではないかと思ったので、むしろそのポイントだけではなく、波及効果のほうを期待したいなと思ひまして、本当に国吉さん、お疲れさまでした。

○金子委員

私も本当にお疲れさまでしたと思います。景観アドバイザーの仮の第1号ですね。そういう、いろいろな意味で、まだ制度がないけれども、そういう中で、暗礁に乗り上げそうになっているものをこういうふうに引き出してくるというのは、大変なお役だったし、国吉さんだからこそ、これを引き受けてくれたのかなという気がいたしました。

あともう一つは、色のことで、上のほうは白で、下がナビオスに近いレンガ色で、あとガラスが多用されていくようになると。そこは大変いいと思うのですが、願わくは、素材感というか、建物の外壁のガラス以外の部分をできるだけきちんとした素材でやっていただきたい。そのところが、建物としては非常に重要になるのではないかという気がいたします。

○国吉専門委員

建物については、ボリューム感をどうやって減らすかということがやはり大きくて、同色のもので建ち上がっていると非常に威圧感があります。それをどうやって軽減していくかということを考えてほしいという問いかけをして、こういう感じになったということです。もう少し、いろいろな手法があったのですが、それもメインは天守閣のところだったので、多少、及ばなかった部分もあったのかもしれないとは思ってはおります。事業者がいろいろ議論をしてこうでもない、ああでもないはずとやってきた中で、ただ、彼らとしてもやろうと思ったものが内部で最初から否

定されたとか、そういうことをもやっていたようです。そういう中で、少しは威圧感を減らせたのかというような感じはします。素材感については、今後ともまた、調整の場を求めます。よろしくお願いします。

○卯月部会長

1点いいですか。この2枚のパスだと見えにくいのですけれども、1つだけ少し塔が残っています。裏から見るととてもよく見える。それはやはり、逆にこちらのガラスなり、切り妻の屋根との違和感がどんどん出てきてしまったのだけれども、それでもやはりかなり向こうはこだわっているのですか。

○国吉専門委員

これはこだわっています。レンガ色の赤っぽい、シエナの塔みたいなものは止めたのですけれども、これは割とシルバーな感じで、形は残すという感じなのです。

○卯月部会長

これは、最後の砦みたいな感じでしょうか。これは逆に私は違和感が出てきてしまったなという印象があります。

○高橋委員

建物本体ではないのですけれども、駐車場の部分は、ショッピングセンターみたいで、一応植樹をされたりしていますが、やはりどうしても規模が大きくて導入部は味気ないのです。この辺はどうしても、内水面とは反対側だということと、それから、ある一種の機能性を重視されたのだらうと思うのですが、結構多くの方が、こちらから見ると思うし、実際、アプローチをされると思うので、そこで、郊外型結婚式場というイメージが強くなるのかなと。もう少し、駐車場のデザインについても、建物のデコレーションが少なくなった分、駐車場に少しお金をかけていただいて、よりよい整備を。より駐車場の景観的な充実をお願いしたいと思うのですが。台数がぎりぎりなのでしょうか。結構広いのにギュウギュウに詰まっているのですが、何か駐車場については、やりとりされていてらっしゃったのでしょうか。

○成田部長

基本的に円形の道路が基本となって、これがいわゆる道路の図面になっているのですけれども、外からはかなり見えなくなるような植栽ですとか、そういう工夫は協議の中でしてきたということです。あとは、歩道の部分からのショーウィンドウの設置だとか、入り口部分の工夫だとかというのをかなりしていただきました。我々もそういうことを

お願いし、やってきました。ですから、こちら側を人が歩いてきたときに、ここの面がやはり駐車場だとなかなかわかりづらいような、そういう工夫をして木で隠してあるという工夫をしながらやっていたということです。

○卯月部会長

あれだけの台数だから、普通ならば、もう少しやり方がありますよね。

○高橋委員

結婚式に招かれて来る、要は、ここに本当に目的があって来る方に対しては、こんな大きな駐車場がいきなりあって導入部としてどうかと。そこに来る以外の方は、境界面のデザインが非常に重要なので、その点については、理解をしました。

○成田部長

あとは、中庭もかなり植栽を増やしていただいて、全部緑ではないですけども、通路に街路樹を増やしていただいて、列として見えるようにとか、そういう工夫はしてきました。

○中野書記

加藤委員には、この件の事前説明をさせていただいて、コメントをいただいていますので、私から紹介させていただきたいと思います。

まず、建物意匠の関係については、やはり当初から、1月の都市美審で配置計画等も指摘しているということを踏まえると、現状でもそれは配慮不足ではないかということ意見をいただいても、そういう意味での本質的な改善には至っていないというコメントをいただいています。

現行の進んだ中で、ここまで事業者と調整してきた横浜市の努力は認めたいというふうに言っています。しかしながら、今後のことだと思いますが、手続の入口の時点で、調整不足だったということが、ここまで影響が多くなったというようなご意見をいただいています。

○卯月部会長

ありがとうございました。

それでは、時間もそろそろ迫ってきておりますので、一応、コメントをまとめたいと思います。

3月末に景観審査部会を開催していただき、そのときは報告ということでしたが、審査部会としては、報告という立場以上の発言をしたと思っています。景観協議は不調であるとか、あるいは、さらに調整努力をしてほしいというよ

うな注文をつけさせていただきました。

市はそれを真摯に受けとめていただき、3月末からもう4カ月たちますので、4カ月の間、港湾局、都市デザイン室と事業者がいろいろ調整を図ったということはきちんと景観審査部会としても、あるいは、都市美対策審議会としても評価すべきだと思っています。

さらに各委員のご発言にもありましたけれども、この1カ月間国吉さんが大変な努力をされて、大幅な修整と私は思いますけれども、国吉さんだからこそ出来たというようなこともあると思いますが、それについては、本当に感謝申し上げたいし、努力していただいた事に関しては、きちんと我々は受けとめたいと思っています。

とは言え、もちろんきょう出てきた内容が完璧かと言うと、皆さん、きょうの段階でも幾つかご指摘されているように、細かいことになるともっともっと出てくることは事実であります。必ずしもそれは景観審査部会がやるというより、実際の港湾局なり、都市デザイン室が今後実施設計に至る中で、また調整をしていく部分も残されていますので、今日の段階で少し何カ月かおくらせてしまいましたけれども、ある程度の改善がされたということで、評価をしてもいいのではないかと思います。

ただ、これで今までやってきたことが全部正当化されるというものではなしに、やはり、先ほど加藤委員のコメントの中にもありましたけれども、あるいは、私もずっと申し上げている、やはり今回は事前協議としては、少し言葉がきついです。失敗だったということはやはり確認をしなければいけないと思います。

良い、悪いということではなく、失敗というのは、常に将来に対する最大のモチベーションになるわけですので、きちんと失敗は失敗として認めた上で、今日の公開のほうの議論の中でもいたしましたけれども、今後につながるようなことになってほしいと思っているわけです。したがって、景観協議は調ったからこれで良かったということではなしに、課題が残っていることは事実でありますので、その課題の整理をきちんと行い、このようなことが今後少しでも少なくなるように制度の話、あるいは、運用の話は今後もぜひ議論していきたいと思っています。

いずれにしても、理想は高く持たなくてはいけないけれども、現実に対しては、非常に柔軟に対応する中で、次が見えてくると、私も思っていますし、今までの40年間国吉さんを始め、皆さん方がやってきたことはそういう事だと思っていますので、私も決裂するよりは、あるものを現場につくり上げ、その現場を市民がどのように使いこなしたり、評価したりするかということもきちんと、都市美審としても、景観審査部会としても、見つめていくべきだと思っています。

ということで、この4カ月間の港湾局と都市デザイン室、さらに国吉先生の今日に至る改善提案については、一定の評価をしたいと思いますが、各委員いかがでしょうか。

ご発言がないので、つらいとは思いますが、いろいろな限界に挑戦して現実に対応するという立場で臨むというこ

	<p>とで、そのようにさせていただければと思います。どうもありがとうございました。 さて、その他にございますか。</p> <p>○中野書記 本日、議事録につきましては非公開議事も含め、条例に基づいて部会長の確認を得た上で閲覧に供するという ことにさせていただきたいと思います。 次回の日程等につきましては、現時点では案件がございませんので、先ほどの景観制度検討の進捗にあわせて、また開催方法も含めてご相談の上、開催の通知を送らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたい と思います。</p> <p>○卯月部会長 どうもありがとうございました。</p>
資料	<p>- 第16回景観審査部会配布資料 (PDF 1.08MB)</p>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の議事録については、部会長が確認する。 ・ 次回の開催日時は未定

[都市整備局](#) >> [都市デザイン室](#) >> [審議会等](#) >> [横浜市都市美対策審議会](#) >> 第16回都市美対策審議会景観審査部会

都市整備局企画部都市デザイン室

ご意見・お問合せ - tb-toshidesign@city.yokohama.jp - 電話: 045-671-2023 - FAX: 045-664-4539

- 2012年 09月 12日 作成 - 2012年 09月 12日 更新

©2010-2012 City of Yokohama. All rights reserved.